特定都市再生建築物等の割増償却（特定再開発建築物等の割増償却）	平成27年旧措置法第47条の２第１項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「平成25年旧措置法」という。）第47条の２第１項（償却費）（平成27年旧措置法第47条の２第３項第１号又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第１号）	00460	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（平成27年旧措置法第47条の２第３項第１号又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第１号）	00461	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第１号イ）	00466	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第１号イ）	00467	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条の２第１項、平成27年旧措置法第47条の２第１項又は平成25年旧措置法第47条の２第１項（償却費）（第47条の２第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号）	00469	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第１号ロ、平成27年旧措置法第47条の２第３項第２号ロ又は平成25年旧措置法第47条の２第３項第２号）	00470	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条の２第１項（償却費）（同条第３項第２号）	00539	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第２号）	00540	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第47条の２第１項又は平成27年旧措置法第47条の２第１項（償却費）（第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	00478	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第３号又は平成27年旧措置法第47条の２第３項第４号）	00479	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
倉庫用建物等の割増償却	第48条第１項（償却費）	00349	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	00350	法規別表十六（九）「８」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「、別表十六（四）「29」の欄」を削り、同項の次に次のように加える。

準備金方式による特別償却（特別償却準備金積立不足額）	第52条の３第２項、第３項又は第12項	00581	法規別表十六（九）「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表海外投資等損失準備金の項を次のように改める。

海外投資等損失準備金	第55条第１項第１号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	00188	法規別表十二（一）「16」の欄の金額
	第55条第１項第２号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	00189	
	第55条第１項第３号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	00190	
	第55条第１項第４号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	00191	

様式第一の記載要領第四号の表特定事業再編投資損失準備金の項中「又は第２項」を削り、同表新幹線鉄道大規模改修準備金の項中「別表十二（八）「18」」を「別表十二（七）「18」」に改め、同表使用済燃料再処理準備金の項中「第57条の３第１項」の次に「又は第７項」を加え、「別表十二（九）「13」」を「別表十二（八）「13」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「第57条の４第１項」の次に「又は第10項」を加え、「別表十二（十）「23」」を「別表十二（九）「23」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（十一）「７」」を「別表十二（十）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十二）「15」」を「別表十二（十一）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十二）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十四）「９」」を「別表十二（十三）「９」」に改め、同表探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項中「別表十（四）「16」」を「別表十（三）「16」」に改め、同表新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項中「別表十（四）「40」」を「別表十（三）「40」」に改め、同表対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項中「別表十（五）「20」」を「別表十（四）「20」」に改め、同表沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除の項を削り、同表沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の所得の特別控除の項中「別表十（一）「16」」を「別表十（一）「13」」に改め、同表国際戦略総合特別区域にお